平成３０年（フ）第１２号
鹿児島県南九州市知覧町郡14000番地　公営山田比良１号棟203号
債務者　小薄　友美
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第１５号
福島県郡山市桑野１丁目21番11号　サーパス開成山公園303号
債務者　丹野　智恵
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第１号
金沢市米泉町８丁目103番地１　フラッツ100503号、従前の住所金沢市笠舞１丁目８番５号
債務者　村中　聡美
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１号
静岡県静岡市葵区北安東３丁目29番４号
債務者　和田美都子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第９１号
愛知県春日井市下市場町６丁目５番地３
債務者　山田　哲也
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８２号
名古屋市東区泉２丁目４番13号　ｓｔａｇｅ泉３Ｃ号
債務者　ｅｃｌａｔこと　細川　一恵（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２５号
三重県津市河芸町杜の街１丁目20番地29
債務者　村川はるみ
1　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２７号
三重県津市末広町16番11号　サープラスウォーターバレー101、前住所三重県津市末広町21番31号　レオパレスＳＡＫＵＲＡ214
債務者　山田　　均
1　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４４号
兵庫県西宮市大森町３番26―303号、前住所兵庫県加古川市加古川町篠原町111番地（レジデンスドゥミルドゥ604号）
債務者　馬場　裕也
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８４号
兵庫県神戸市西区大津和１丁目４番地の10グリーンハイツ大津和106号
債務者　堂本　秀俊
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
兵庫県神戸市西区大津和１丁目４番地の10グリーンハイツ大津和106号
債務者　堂本　礁子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第５号
兵庫県明石市東野町1913番地の１　五月マンション105号
債務者　大田　恵子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
兵庫県明石市大蔵中町24番９―408号
債務者　前田都佳沙
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
兵庫県明石市魚住町住吉３丁目157番地の17、前住所兵庫県明石市二見町東二見1333番地の６　メゾンハイブリッジ303号
債務者　撰　ゆみ子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第５２５号
岡山市北区野田屋町２―７―13　草野ビル301号、住民票上の住所長崎市若草町２番22号シャトー守寺501
債務者　綾野　早苗
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９５号
徳島県阿波市土成町土成字北原218番地43
債務者　吉村　友美
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
徳島地方裁判所民事部